

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正に係る基本的な考え方

1 経緯

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）は、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として制定され、平成10年4月1日に施行した。

本条例は、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、近年の生活環境の状況や施行状況等を踏まえ検討を行った。

その結果、化学物質対策に係る課題に対応する必要があることから、制度的な対応が必要と考えられる事項について、その基本的な考え方を整理した。

2 改正の基本的な考え方

(1) 化学物質管理目標報告制度の変更

本制度は、化学物質の自主管理の推進を目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に定める化学物質の排出・移動量の報告と併せて、条例に定める排出削減等の管理目標等を事業者に報告させる制度である。これにより、制度施行から約10年間は、事業者による目標設定と対策の効果もあり、把握される県内排出量は減少傾向であった。

しかし、近年は削減目標を「現状維持」とする事業者が大多数を占め、排出量も横ばいとなっているなど、課題が明らかとなった。

そこで、条例により報告を求める内容を、取扱量、用途、管理目標、目標達成状況から取扱量、用途のみに改める。

(2) 化学物質自主管理状況報告制度の変更

本制度は、化学物質の自主管理の推進や行政による実態把握を目的とし、全ての指定事業所[※]に対し使用等する化学物質の報告を求める制度であり、これにより、化学物質の使用状況を把握し、そのデータを活用して土壌汚染対策等の事業者指導を行ってきた。

しかし、化学物質を使用しない事業所にまで3年ごとの提出を求めているなど、課題が明らかとなった。

そこで、化学物質の使用等がない指定事業所については、初回の報告以後、報告義務を課さないこととする。

※ 指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある作業（指定作業）を、施設（指定施設）を用いて行う事業所をいう。

(3) 自然災害の頻発化・激甚化への対応

近年、降雨等による自然災害が頻発し、一部激甚化するなど、浸水や強風等による施設の破損により、化学物質が環境中に流出する可能性が高まっております。漏出防止対策が必要となった。

そこで、自然災害発生時の環境汚染を未然に防止するため、化学物質の環境中への漏出防止対策を明記した管理計画(書)の作成、提出を、化管法の対象事業者に義務付ける。